

【運転・定検状況（区分）】

平成 17 年 8 月 30 日

5号機タービン建屋大物搬入口付近（非管理区域）でのコンテナの転倒について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

8月29日、当所5号機タービン建屋の大物搬入口付近の屋外(非管理区域)において、作業員がタービン建屋の大物搬入口から搬出した物品運搬用コンテナ*を搬送用トラックに積載する作業をしていたところ、午前10時20分頃、吊り上げていたコンテナが吊り具から外れて地面に落下し、転倒する事象が発生しました。なお、これにともなう作業員の負傷はありません。

当該コンテナは落下の際、逆さまに転倒して蓋がずれ、内容物のホースの一部がはみ出しましたが、現場周辺の汚染検査を実施した結果、放射性物質は検出されませんでした。なお、当該内容物については、事前に表面汚染検査により汚染がないことを確認しておりました。

当該コンテナは、はみ出したホースを収納したうえで、5号機タービン建屋大物搬入口内へ戻しております。

原因については、コンテナをトラックに吊り上げる際、バランスを崩したことによるものと推定しておりますが、吊り上げ方法なども含め、今後調査いたします。

以 上

* 物品運搬用コンテナ

作業用資材を運搬するための容器。当該コンテナの大きさは縦約 60cm × 横約 95cm × 高さ約 90cm、重量は約 115kg（内容物含む）。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、前日に発生した不適合事象を翌日(平日)の夕刻に取りまとめて公表しているものです。

(不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>)